

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 9 月 1 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 12 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 5 報第 13 号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報第 14 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報第 15 号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第 8 承第 4 号 専決処分の承認について (令和 5 年度下呂市一般会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 9 承第 5 号 専決処分の承認について (令和 5 年度下呂市一般会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 10 議第 70 号 財産の譲与について
- 日程第 11 議第 71 号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 72 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 73 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 74 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 75 号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 76 号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について
- 日程第 17 議第 77 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議第 78 号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議第 79 号 令和 5 年度下呂市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 20 議第 80 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議第 81 号 令和 5 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 議第 82 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 議第 83 号 令和 5 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 議第 84 号 令和 5 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 議第 85 号 令和 5 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 議第 86 号 令和 5 年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 27 議第 87 号 令和 5 年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議第 88 号 令和 5 年度下呂市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第29 議第89号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議第90号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 認第1号 令和4年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第32 認第2号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について
- 日程第33 認第3号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第34 認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第35 認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第36 認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第37 認第7号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第38 認第8号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第39 認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第40 認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第41 認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第42 認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について

出席議員（14名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 議長 | 田 中 副 武 | 1 番 | 鷲 見 昌 己 |
| 2 番 | 田 口 琢 弥 | 3 番 | 飯 塚 英 夫 |
| 4 番 | 森 哲 士 | 5 番 | 田 中 喜 登 |
| 6 番 | 尾 里 集 務 | 7 番 | 中 島 ゆき子 |
| 9 番 | 今 井 政 良 | 10 番 | 伊 藤 嚴 悟 |
| 11 番 | 一 木 良 一 | 12 番 | 吾 郷 孝 枝 |
| 13 番 | 中 島 新 吾 | 14 番 | 中 島 達 也 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|----------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 山 内 登 | 副 市 長 | 田 口 広 宣 |
| 教 育 長 | 中 村 好 一 | 監 査 委 員 | 都 竹 基 己 |
| 会 計 管 理 者 | 中 谷 三 男 | 総 務 部 長 | 今 瀬 成 行 |
| ま ち づ く り 推 進 部 長 | 田 谷 諭 志 | 地 域 振 興 部 長 | 小 池 雅 之 |

| | | | |
|---------------|---------|-----------|-----------|
| 教育委員会 事務局長 | 林 雅 人 | 環境部長 | 田 口 昇 |
| 農 林 部 長 | 都 竹 卓 | 農 林 部 理 事 | 小 木 曾 謙 治 |
| 建 設 部 長 | 大 前 栄 樹 | 金 山 病 院 長 | 池 戸 美 紀 |
| 市 民 保 健 部 長 | 森 本 千 恵 | 福 祉 部 長 | 野 村 穰 |
| 観 光 商 工 部 長 | 河 合 正 博 | 消 防 長 | 齋 藤 進 |
| 上 下 水 道 部 長 | 今 村 正 直 | | |

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|-------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 今 井 満 | 書 記 | 細 江 隆 義 |
|--------|-------|-----|---------|

◎開会及び開議の宣告

○議長（田中副武君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和5年第5回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中副武君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番 今井政良君、10番 伊藤厳悟君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（田中副武君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（田中副武君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告及び例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

◎報第12号について（報告・質疑）

○議長（田中副武君）

日程第4、報第12号 放棄した債権の報告について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

おはようございます。

議案書の1ページをお開きください。

報第12号 放棄した債権の報告について。

下呂市債権管理条例第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。令和5年9月1日提出。

下記の表を御覧ください。

放棄した債権は学校給食費ほか2種類、放棄事由は第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号で、人数につきましては合計で18名、件数につきましては合計で68件、金額は合計で51万2,795円でございます。放棄年月日はそれぞれ記載のとおりでございます。

放棄事由の概要につきましては、次の2ページに記載しておりますので御覧をいただきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田中副武君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第12号の報告を終わります。

◎報第13号及び報第14号について（報告・質疑）

○議長（田中副武君）

日程第5、報第13号 健全化判断比率の報告について、日程第6、報第14号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

おはようございます。

それでは、議案書の3ページを御覧ください。

報第13号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率を下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。令和5年9月1日提出。

下記の表を御覧ください。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字、連結実質収支が黒

字のため、それぞれ比率はございません。

次に、実質公債費比率は11.6%となり、前年度から0.1ポイントの改善となりました。この比率は、令和2年度から令和4年度の単年度比率の3か年平均で算出するものでございます。令和4年度と令和3年度との単年度比較では、普通交付税や臨時財政対策債、発行可能額の合計が7億3,000万円減額となったことや、普通交付税に算入される公債費等の減額により1.52ポイントの悪化となりましたが、3か年平均では令和2年度の比率が低かったために比率は改善の結果となりました。また、国が示す早期健全化基準は25%であり、当市の比率は基準以下であり、現時点では適正な公債費の償還規模と言えます。

次に、将来負担比率は9.8%となり、前年度から0.3ポイント改善しました。公営企業債残高の減に伴う公営企業債等繰入見込額が11億円減少したことなどが主な要因です。また、国が示す早期健全化基準は350%であり、現時点では将来への財政圧迫の度合いは高いものではない状態でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

報第14号 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。令和5年9月1日提出。

下記の表を御覧ください。

本来なら公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものですが、まちづくり推進部で報告をさせていただきます。

資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率であります。資金剰余金が生じている、または資金不足がないことから、令和4年度の資金不足比率については該当がないことを報告させていただきます。

以上、2件について御報告をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（田中副武君）

ただいま報告がありました報第13号及び報第14号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査が行われております。よって、その結果につきまして監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

○監査委員（都竹基己君）

令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果を報告いたします。

この報告については、過日、今井能和監査委員と審査を実施し、その結果となる令和4年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書を市長に対して提出しております。その意見書に沿って説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧ください。

第1の下呂市監査基準への準拠から第6の監査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

第7. 審査の結果、審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められました。

2ページをお願いいたします。

第8の(1)健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字そのものがございませんので、横棒となっております。

実質公債費比率は、端的に申し上げれば、借入金である公債の元利償還金額の財政負担率であります。3か年の平均数値ですが、11.6%と、0.1ポイント改善しております。

なお、実質公債費比率における早期健全化基準は25.0%でございます。

また、将来負担比率は、単年度の財政規模に対し借入金である地方債など将来負担すべき額の割合であります。9.8%と、0.3%改善しております。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は350.0%であります。

次に、(2)資金不足比率の状況につきましては、全ての企業会計において資金不足はありません。下呂温泉合掌村事業会計では令和3年度の資金不足比率が4.6%でありましたが、解消されております。以上でございます。

○議長（田中副武君）

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第13号及び報第14号の報告を終わります。

◎報第15号について（報告・質疑）

○議長（田中副武君）

日程第7、報第15号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の7ページをお開きください。

報第15号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。令和5年9月1日提出。

事業報告及び決算につきましては、令和5年5月12日に開かれましたふるさと文化財団の理事

会及び5月27日の評議員会で承認されたものでございます。

それでは、9ページからが令和4年度事業報告書及び収支決算書です。

10ページをお開きください。

事業報告でございます。

長文となっておりますので、この場では口頭にて要約のみお伝えをさせていただきます。

初めに、下呂交流会館指定管理事業でございます。

令和4年度も前年度までに引き続き新型コロナウイルス感染症に翻弄された上に、想定をはるかに超えた電気料高騰に見舞われ、利用者の皆さんの御協力をいただきながら感染対策の徹底と節電に努めてまいりました。そんな中、10ページから11ページに記載のとおり、大きなイベントを開催することができ、市民に貴重な体験や憩いの時間を提供することができました。利用者数の推移で見ますと、令和4年度5万4,278人と、コロナ禍前の令和元年度6万3,846人に対して85%までの回復となりました。また、施設使用料の累計金額では令和4年度は令和元年度と比較して89.4%となっております。

次に、11ページ下段をお願いいたします。

財団独自事業として、6月にはコロナ禍の影響で2年間延期していた映画上映と津軽三味線の公演を開催することができました。基本財産運用収入によって実施するふるさと文化振興助成事業では、第16回下呂市吹奏楽祭と映画「木樵」上映会について助成金を交付しました。これ以外の事業は新型コロナウイルスの感染防止のため、延期としております。

12ページをお願いいたします。

12ページは理事会・評議員会の開催状況でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

13ページは役員名簿でございます。

14ページをお願いいたします。

14ページから17ページは令和4年度の実施事業の詳細でございます。16ページ、17ページでは中止または延期した事業につきまして下線を引いておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

それでは、令和4年度の決算につきまして19ページをお開きください。

財務諸表のうち貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産では現金預金、未収金、釣銭準備金合わせて1,988万5,509円。固定資産では、基本財産として定期預金、投資有価証券合わせて1億円となっております。以上、資産合計は1億1,988万5,509円となっております。

負債の部、流動負債では未払金1,022万7,207円、これは指定管理料剰余金返還金の182万9,344円のほか、3月に実施しました館内LED化工事代金418万円、3月分の電気料224万3,680円が主なものとなっております。未払消費税等の277万3,800円は、消費税の確定による金額となっております。これら全て負債の合計は1,311万1,907円となっております。

20ページをお願いいたします。

20ページは、正味財産増減計算書となっております。

一般正味財産増減の部では、経常収益は、基本財産の受取利息、事業収益、主に指定管理料のほか、施設利用料やイベントの入場料などで、合計で1億7,629万7,942円となっております。事業や管理に要した経常費用の合計は1億7,579万9,970円となり、当期の経常増減額は49万7,972円となりました。この経常増減額は一般正味財産に加えるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして正味財産期末残高が1億677万3,602円となっております。

21ページは、今申し上げました20ページの明細となっております。

文化財団のふるさと文化振興事業、下呂市から指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっております。

続いて、22ページをお願いいたします。

22ページはこれまで御説明を申し上げました財務諸表に関する注記で、基本財産の内訳などとなっております。

24ページをお願いいたします。

24ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容となっております。

25ページが財団の監事による監査報告書です。令和5年5月8日に監査をいただいております。

続いて、27ページをお願いいたします。

27ページは、令和5年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画でございます。こちらもちょうど長文ですので、この場では口頭にて要約をお伝えさせていただきます。

令和5年5月には新型コロナウイルスも5類に引き下げられたことから、国・県及び公立文化施設協会等の指針に従い、各種制限の適切な緩和を進めてまいります。自主事業については、コロナで足が遠のいていた人たちに再び来ていただけるようにリラックスした明るい企画、将来の下呂市を担う中高生を無料招待し、文化芸術への興味の種まきとなるようなコンサート、トークライブ、演劇企画など多様な事業を計画しております。また、大型コンベンションの開催可能な施設として、今後も下呂温泉観光協会が中心となる誘致宣伝委員会におきまして情報共有を図るとともに、市外利用者の誘致を進めてまいります。

28ページをお願いいたします。

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業につきましては、市内の歴史などをテーマにしたふるさと講座、歴史的見どころを訪ねる歴史探訪などを例年どおり実施するほか、市内で独自に文化事業に取り組む団体や新たな文化芸術の定着を目指す団体等に対して、ふるさと文化振興助成金を活用して支援を行う予定としております。

28ページ中段をお願いいたします。

28ページから32ページは今年度の事業内容となっております。

33ページをお願いいたします。

令和5年度の収支予算書です。

34ページを御覧ください。

34、35ページは指定管理業務に係る令和5年度の収支予算書となっております。

事業活動収入としましては、指定管理料1億4,098万5,000円を含め、合計で1億6,008万6,000円を見込みます。事業活動支出では、交流会館の指定管理事業、自主事業の経費、人件費として1億6,608万6,000円が計上されております。

36ページを御覧ください。

こちらは、ふるさと文化財団の独自会計に係る収支予算書でございます。

これらの予算につきましては、3月14日の理事会、3月17日の評議員会で承認をいただいております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（田中副武君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第15号の報告を終わります。

◎承第4号及び承第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第8、承第4号 専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号））、日程第9、承第5号 専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第5号））、以上2件を一括議題といたします。

承第4号及び承第5号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の37ページをお開きください。

承第4号 専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。観光庁より事業採択を受けた歴史的資源を活用した観光まちづくり事業化支援事業に必要な経費について、早急に補正対応をする必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

続いて、38ページをお開きください。

令和5年7月21日付の専決処分書です。詳細は補正予算書にて説明をいたします。

39ページを御覧ください。

令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233億552万円とするものです。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明をいたしますので、42ページをお開きください。

歳入でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入1,000万円の増額は、歴史的資源を活用した観光まちづくり事業化支援事業の実施に係る観光庁からの国庫金で、歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業運営事務局を通じて交付されるため、諸収入で計上をしております。

続いて、43ページを御覧ください。

歳出でございます。

7款商工費、2項観光費、2目観光振興費1,000万円の増額は、観光庁所管の伴走型支援事業として、飛騨街道をキーワードに景観まちづくり事業を実施していくもので、専門事業者による歴史的資源探求調査や景観調査、住民ヒアリングなどの実施に必要な経費を増額補正するものです。7月に市が予算化し実施することが判明し、事業完了期限の1月末までに事業を完了しなければならないことから、調査業務の早期発注の必要があったため、補正予算を専決処分したものでございます。

以上で承第4号、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いをいたします。

続いて、議案書の45ページをお開きください。

承第5号 専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第5号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。令和5年8月16日の豪雨（台風第7号）により林業施設が被災し、早急に復旧対応するための測量設計費等の増額補正を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

続いて、46ページをお開きください。

令和5年8月17日付の専決処分書です。詳細は補正予算書にて説明をいたします。

47ページを御覧ください。

令和5年度下呂市一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233億3,602万円とするものです。

款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明をいたしますので、50ページをお開きください。

歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金は3,050万円の増額で、今回の災害復旧費に対する財源として、災害の予防、応急対策、復旧、援護等の財源に充てるために設置している災害対策基金から繰入れするものでございます。

51ページを御覧ください。

歳出でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費の3,050万円は、本年8月16日の台風第7号の影響による豪雨により被災した林道について、補助採択に向けて限られた期間に被災状況及び復旧事業費の確定報告をするために必要な測量調査設計費や木杭等の資材購入費を増額補正するものでございます。

以上で承第5号、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（田中副武君）

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明をいただきました承第4号及び承第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第4号及び承第5号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第4号 専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第4号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第4号は承認することに決定をいたしました。

承第5号 専決処分の承認について（令和5年度下呂市一般会計補正予算（第5号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第5号は承認することに決定をいたしました。

◎議第70号から議第78号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（田中副武君）

日程第10、議第70号 財産の譲与について、日程第11、議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第75号 下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について、日程第16、議第76号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について、日程第17、議第77号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、以上9件を一括議題といたします。

初めに、議第70号について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の53ページをお開きください。

議第70号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1. 譲与する財産は、下呂市和佐地内の土地で、下呂市和佐字森越1702番地1、744.05平米、下呂市和佐字森越1703番地1、216.33平米、下呂市和佐字中垣内1549番地2、647.78平米、下呂市和佐字森おんじ1742番地3、181.81平米の4筆でございます。

2. 譲与する相手方は、下呂市和佐1702番地1、和佐町内会（認可地縁団体）、代表者 細江敏彦氏で、3. 譲与する理由は認可地縁団体と和佐町内会が長年にわたり維持管理してきた下呂市和佐地内の集会所用地及びグラウンド用地について、和佐町内会から引き続き同様の目的で活用することを前提に譲与の申入れがあったことから、当該土地を譲与するものでございます。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第71号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

議案書の55ページをお開きください。

議第71号 下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例について。

下呂市功労者等表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。
提案理由でございます。下呂市制20周年を迎えるに当たり、表彰の時期を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

概要としましては、本則で表彰の日を毎年市長が定める日と改めます。附則関係で、施行日を改めます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第72号から議第74号までの3件について提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

議案書の59ページをお開きください。

議第72号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。
提案理由でございます。下呂市馬瀬体育館を譲渡するため、下呂市体育施設条例の一部を改正するものです。

概要としましては、別表第1、別表第2及び別表第3関係で、下呂市馬瀬体育館に関する記載を削除します。

この条例は、令和6年1月1日から施行します。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

続いて、議案書の63ページをお開きください。

議第73号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。
提案理由でございます。老朽化した市営住宅を用途廃止するため、下呂市市営住宅条例の一部を改正するものです。

概要としましては、別表関係の御滝団地について戸数8戸を4戸に改めます。

この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

続いて、議案書の67ページをお開きください。

議第74号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。老朽化した住宅を用途廃止するため、下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

概要としましては、別表第1及び別表第2関係の羽根北公舎を削除します。

この条例は、公布の日から施行します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第75号から議第77号までの3件について提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、議案書の71ページをお開きください。

議第75号です。下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について。

下呂市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

本条例案の概要です。改正する条例は、下呂市子ども・子育て会議条例、下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例、下呂市保育の必要性の認定に関する条例の5本の条例です。

改正内容は、上位法であります子ども・子育て支援法及び学校教育法の条項ずれに合わせて引用部分を改めるものでございます。さらに所管官庁が厚生労働省から内閣府に移管されたことにより、所管大臣を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めました。

施行日は公布の日としております。

続いて、議案書91ページを御覧ください。

議第76号です。下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例について。

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

本条例案の概要でございますが、現在建設中の複合型子ども・子育て支援拠点施設の設置と管理を定めるものでございます。

施設名は下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設、位置は萩原町萩原599番地で、萩原みな

みこども園と萩原南中学校の間になります。

複合型施設は、下呂市萩原南子育て支援センター、下呂市萩原児童館、下呂市教育支援センターの3施設から構成し、それぞれ市の条例規則に基づく業務を行います。

施設の管理は、地方自治法244条の2第3項に定める指定管理による管理とし、指定管理者は施設管理と施設の本来業務を担うものとしております。

施設の利用時間は、午前8時30分から午後9時、休館日は12月29日から翌年1月3日で、それ以外は無休、利用料金は無料としております。

条例の施行日は、令和6年4月1日としています。

次に、議案書97ページをお願いいたします。

議第77号でございます。下呂市児童館条例の一部を改正する条例について。

下呂市児童館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由、下呂市萩原北児童館の廃止に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例の概要です。児童館の使用時間と休館日について、利用者のニーズに合わせて柔軟に対応するため条例で定めるのではなく、児童館ごとに別に定めることといたします。また、萩原北児童館については、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設内に新たな児童館が整備されることに伴い廃止することとします。

条例の施行日は、令和6年4月1日としています。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

次に、議第78号について、提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（齋藤 進君）

それでは、議案書101ページをお開きください。

議第78号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年9月1日提出。

提案理由でございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としまして、第13条で蓄電池の容量として用いていた単位を一般的に用いる単位に改めます。また、屋外に設ける蓄電池設備の建物からの離隔距離を定めます。

第49条では、届出が必要な蓄電池設備の蓄電池容量を定めます。

別表第3では、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加します。

附則関係では、施行日及び経過措置を規定します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（田中副武君）

これより、本9件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

14番 中島達也議員。

○14番（中島達也君）

議第70号について確認したいんですが、反対するものではありませんが、このグラウンド用地ですけど、どこの位置かな。これは和佐グラウンドではないと思うんですが、恐らく苗代桜の駐車場用地になるところなのかと思いますが、ちょっと位置だけ。

○議長（田中副武君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

お答えをさせていただきます。

この場所につきましては、県道門和佐瀬戸線、火打方面に向かいまして、苗代桜の道を挟んだ山側の向かい辺りということになりますので、和佐グラウンドとは異なりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（田中副武君）

続きまして、質疑がある方。

[挙手する者あり]

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

53ページの議第70号と63ページの議第73号、そして67ページの議第74号の3点についてお聞きしたいと思います。これは委員会付託ですけれども、私は所属する委員会が違いますので、ここであえてお聞きしたいと思います。

議第70号のほうですが、これ自治会への譲渡ということですね。例えば設備の更新とか、そして維持、そしてメンテとか、そういった問題が出てきた場合はどこの負担になるかということをお聞きしたいということ。

そして、議第73号と議第74号について、用途廃止という文言がありますが、この用途廃止というのは解体撤去という意味に受け取ってよろしいんですか。用途を変えるという意味ですか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（田中副武君）

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

自治会の集会施設の修繕等の関係でございますが、集会施設等整備事業助成金という補助制度がございますので、この中で自治会の集会施設等の修繕等があれば補助金が出しておるといいますのでございます。

○議長（田中副武君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

用途廃止について御説明をさせていただきます。

この用途廃止といいますのは、条例上でその団地名等の記載を削除することが用途廃止となります。具体的には条例規定にある場合、行政財産となりますけれども、これを削除した場合、普通財産となります。このことを用途廃止と定義をさせていただいておりますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（田中副武君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

用途廃止の意味は分かりました。そこで、議第70号の自治会への譲渡に関してですが、補助金を使ってそれを充てていただくというお答えでしたけれども、それはあくまでも負担は自治会ということですね。自治会が負担するというふうに、そういうことですね。分かりました。

○議長（田中副武君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

議第70号から議第78号までの9件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第79号から議第90号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（田中副武君）

日程第19、議第79号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第6号）、日程第20、議第80号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、日程第21、議第81号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第82号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、日程第23、議第83号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、日程第24、議第84号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、日程第25、議第85号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第26、議第86号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第27、議第87号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第28、議第88号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第29、議第89号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、日程第30、議第90号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第

1号)、以上12件を一括議題といたします。

初めに、議第79号から議第90号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第79号から議第90号までの補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、依然として続く物価高騰の影響に対して5月に取りまとめた新型コロナウイルス感染症の影響に対する市の第10次総合対策に追加して実施する事業の予算や令和4年度の決算に伴う今後の財政運営を見据えた財政調整基金留保などの整理、また第2四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業について予算計上しております。

第10次総合対策の追加対策事業としては、燃料価格高騰の影響を受けながらも市民の生活、経済活動を支えている公共交通事業者に対する支援と子育てにおいて出産から進学などの様々な環境変化や食事量の変化に対し、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯に対し、ゼロ歳から18歳までの子供1人当たり1万円分の市内加盟店で使用できる電子ポイントを配付する生活支援に充てることとしております。

財政運営におきましては、令和4年度決算による繰越金を分析し、積み立てるべき金額を積み立てるなど、財政調整基金などの基金への積立てを調整した予算を計上しております。

第2四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業といたしましては、ワクチン接種の秋開始接種に係る経費の増額、森を育て活かす基金を活用した下呂の森が育んだ木の家推進事業などの追加支援や、昨年度に引き続き実施する林道下呂萩原線の側溝の土砂除去工事費の増額、旧下呂温泉病院本館跡地の市営幸の瀬駐車場のアスファルト舗装工事費の増額、飛騨川公園の遊具整備について幅広い年齢層の利用に配慮した幼児・乳幼児用遊具の追加整備、安全性を考慮した中原地区児童が利用する下呂小学校への通学バスの更新、金山病院の経営強化、改善に向けた経営コンサルタント活用に係る経費などを計上しております。

また、各会計に共通する補正として、令和4年度決算による繰越金の確定や、これに係る精算金の確定と会計間の繰入れ、繰出しの調整なども含まれております。

詳細につきましては、各担当部長が説明を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中副武君）

次に、議第79号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

それでは、議第79号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億2,227万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億5,829万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によるものです。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加・変更は、第3表 地方債補正によるものでございます。令和5年9月1日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

11款地方交付税は2,342万3,000円の減額、15款国庫支出金は4,192万5,000円の増額、16款県支出金は3,277万9,000円の増額、17款財産収入は389万8,000円の増額、18款寄附金は668万7,000円の増額。

3ページに移っていただきたいと思えます。

19款繰入金は7,353万7,000円の減額、20款繰越金は9億7,712万4,000円の増額、21款諸収入は7,245万9,000円の増額、22款市債は2,290万1,000円の減額を計上いたしました。

続いて、4ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費は7億6,830万1,000円の増額、3款民生費は6,273万5,000円の増額、4款衛生費は4,401万5,000円の増額、6款農林水産業費は7,471万2,000円の増額、7款商工費は4,256万8,000円の増額。

続いて、5ページに移っていただきまして、8款土木費は235万3,000円の増額、9款消防費は153万3,000円の増額、10款教育費は1,752万4,000円の増額、11款災害復旧費は440万円を計上しております。

14款予備費は413万5,000円を計上させていただきました。

続いて、6ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正でございます。

年度内納車が見込めない公用車の購入について繰越明許費を計上するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

第3表 地方債補正の追加と変更でございます。

追加の農地農業施設整備事業440万円は、県単かんがい排水事業費の増額補正に伴う増額です。

変更の臨時財政対策債は今年度の発行可能額が決定したことによる減額と、その下の農林水産業費は県営事業の事業費増に伴う増額と、土木債は国庫補助の決定に伴い事業費を調整したことによる減額でございます。

9ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、予算特別委員会におきまして御審議をいただくこととなりますので説明については省略をさせていただきます。

少し飛びますが、47ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

表の下段、比較欄のその他特別職の報酬14万4,000円の増額は、障がい福祉計画策定委員会委員の報酬でございます。

48ページをお開きください。

こちらは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員数は、パートタイム職員1名の増で、報酬、職員手当を合わせて58万3,000円の増額でございます。職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

続いて、50ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和5年度末の残高見込額で、227億9,398万2,000円となる見込みでございます。

以上で、令和5年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（田中副武君）

ここで説明の途中ですが、休憩をいたします。再開は午前10時45分といたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（田中副武君）

再開します。

続いて、議第80号及び議第81号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

よろしくお願いたします。

それでは、補正予算書51ページをお開きください。

議第80号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

令和5年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,513万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,619万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年9月1日提出。

52ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、歳入でございます。

1款国民健康保険税3,566万2,000円の減額は、国民健康保険税の本算定によるもので、保険税収入が予算で見込んでいたときより落ち込みがあったためでございます。

9款繰入金3,592万6,000円の増額は、保険税額の減額による国民健康保険基金からの繰入れの

増額が主なものでございます。

10款繰越金7,487万2,000円の増額は、令和4年度繰越金確定によるものでございます。

53ページをお開きください。

歳出でございます。

1款総務費26万4,000円の増額は、産前産後保険料の減免に伴うシステム改修費が主なものでございます。

4款保健事業費38万5,000円の増額は、国保データヘルス計画支援の委託業務料の増額によるものでございます。

5款基金積立金6,328万8,000円の増額は、令和4年度繰越金1億487万2,000円のうち、収支調整後基金に積み立てるものでございます。

7款諸支出金1,119万9,000円の増額は、保険給付費等交付金確定に伴う県への返還金でございます。

55ページからは事項別明細書となります。

以上で、令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続き59ページをお開きください。

議第81号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,908万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも6億4,544万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年9月1日提出。

60ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

5款繰越金2,781万1,000円の増額は、令和4年度の繰越金確定によるものでございます。

6款諸収入127万7,000円の増額は、令和4年度後期高齢者医療広域連合保険事業費負担金の確定による返還金でございます。

下段は歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2,658万6,000円の増額は、令和4年度の普通徴収の保険料分を広域連合に支払うものでございます。

5款諸支出金250万2,000円の増額は、一般会計から繰り入れた令和4年度事務費分の精算を一般会計へ返還するものでございます。

61ページからは事項別明細書となります。

以上で令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第82号及び議第83号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 稔君）

それでは、説明させていただきます。

補正予算書65ページをお開きください。

議第82号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,981万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,931万4,000円とするものがございます。款項の区分、金額等は第1表によります。

第2条は、債務負担行為で第2表によるものがございます。令和5年9月1日提出。

それでは、66ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の概要について、第1表 歳入歳出予算補正にて御説明いたします。

歳入でございます。

6款繰入金256万6,000円は一般会計からの繰入金で、小坂老健施設分が69万2,000円、居宅予防サービス計画事業分が187万4,000円でございます。

7款繰越金1,724万8,000円は、令和4年度決算の確定によるもので、小坂老健施設分の850万3,000円、居宅予防サービス計画事業分の874万5,000円を計上するものがございます。

下段の歳出でございます。

1款総務費の69万1,000円は、小坂老健施設における食材費等の物価高騰に伴う給食業務委託料の増額に伴うものがございます。

2款サービス事業費187万4,000円は、産前産後休暇及び育児休業を取得予定の職員の代替職員を雇用する経費及びケアプランデータ連携システムの改修と保守料を計上しています。

6款諸支出金1,724万9,000円は、令和4年度決算確定に伴う一般会計繰入金への返還でございます。

67ページ、第2表 債務負担行為をお願いいたします。

小坂老人保健施設給食管理業務について、令和6年度から令和8年度まで4,613万4,000円を限度額として債務負担行為を計上いたします。

69ページからは事項別明細書でございます。

73ページからは給与費明細書でございます。

会計年度任用職員1名を追加で計上しており、増減額の明細は74ページのとおりでございます。

75ページは債務負担行為の調書で、財源は一般財源です。

続いて、77ページをお開きください。

議第83号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。

令和5年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億9,486万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。令和5年9月1日提出。それでは、78ページをお開きください。

歳入歳出補正予算の概要について、第1表 歳入歳出予算補正にて御説明いたします。

歳入でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金25万9,000円、6款県支出金、3項県補助金12万9,000円は、ケアプランデータ連携システムに対する国・県からの補助金でございます。

10款繰入金41万5,000円は、一般会計から25万9,000円、介護保険基金から15万6,000円を繰り入れます。

11款繰越金1億8,623万2,000円は、令和4年度決算の確定によるものでございます。

79ページ、歳出をお願いします。

1款総務費80万3,000円は、ケアプランデータ連携システムの改修及び保守料が主なものでございます。

7款基金積立金1億211万8,000円は、繰越額から国・県償還金などを除いた分を基金に積み立てるものでございます。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金6,695万1,000円は、令和4年度介護給付費負担金の精算による国県支出金の返還となります。

3項繰出金1,716万3,000円は、令和4年度決算確定による一般会計繰入金の返還でございます。

81ページからは事項別明細書でございます。

86ページは給与費明細書で増減はございません。

以上で、2特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第84号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵君）

それでは、87ページをお開きください。

議第84号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）。

令和5年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,972

万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億854万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で第2表 債務負担行為補正によるものでございます。令和5年9月1日提出。

88ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

7款繰入金5万円の増額は、主に給食委託料の増額によるものでございます。

8款繰越金1,967万6,000円の増額は、令和4年度の繰越金確定によるものでございます。

続きまして、下段、歳出でございます。

1款総務費4万9,000円の増額は、保守点検委託料の減額37万8,000円と給食委託料の増額42万7,000円によるものでございます。

6款諸支出金1,967万7,000円の増額は、令和4年度決算確定による一般会計繰入金の返還でございます。

89ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

小坂診療所給食管理業務について、令和6年度から8年度までの3年間で限度額を534万6,000円と定めるものでございます。

91ページからは事項別明細書、94ページは債務負担行為の調書でございます。

以上で、令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第85号について詳細説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（小池雅之君）

それでは、補正予算書の95ページをお開きください。

議第85号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年9月1日提出。

96ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

第3款繰越金の4万5,000円の増額は、令和4年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

下段は歳出でございます。

第2款財産管理費50万1,000円の減額は、財産区所有林の境界調査業務の実施方法見直しにより減額をするものでございます。

第4款予備費54万1,000円の増額は、主に歳入の繰越金と歳出の財産管理費の減額分を予備費に充てるものでございます。

97ページからは事項別明細書となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第86号について詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林 雅人君）

補正予算書101ページをお開きください。

議第86号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）です。

令和5年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1表は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,170万5,000円とするものでございます。款項の区分及び金額等につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和5年9月1日提出。

102ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入は、2款繰越金、1項繰越金5,000円の減額は、確定いたしました繰越金の額を予算との差額を減額するものでございます。

歳出は、2款予備費、1項予備費で、歳入の同額を減額するものでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（田中副武君）

続いて、議第87号及び議第88号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直君）

それでは、補正予算書107ページをお開きください。

議第87号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度下呂市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,452万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億162万1,000円及び消費税資本的収支調整額2,289万9,000円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,044万9,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金1億886万3,000円及び消費税資本的収支調整額2,158万6,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款資本的収入は1,040万円を減額し、4億8,059万4,000円とする。

支出の第1款資本的支出は447万1,000円を減額し、6億1,104万3,000円とするものです。令和5年9月1日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、113ページをお開きください。

まず、上段です。1款資本的収入、1目負担金1,040万円の減額は、市道改良工事に伴う水道管移設事業の内容変更に伴い、一般会計からの負担金を減額するものです。

下段になります。1款資本的支出、1目改良費、委託料447万1,000円の減額は、まず現在実施しております東上田浄水場から配水池までの送水管新設等調査業務において、送水管の埋設位置がある程度定まってきましたので、新たに送水ポンプの規格等の検討費用592万9,000円の増額と、市道改良工事に伴い水道管移設の設計委託費用を見込んでおりましたが、現地精査の結果、水道管移設延長も大変短いため設計委託は不要と判断し委託費用1,040万円、これは先ほど説明しました一般会計からの負担金が財源となっておりますが、これを全て減額するというものでございます。

109ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表がございます。御確認ください。続いて、議第88号について説明させていただきます。

補正予算書115ページをお開きください。

議第88号 令和5年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度下呂市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予備費「第3項」を「第4項」に改め収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業費用は393万円を増額し、18億2,013万9,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額358万5,000円は、当該年度及び過年度の損益勘定留保資金67万8,000円及び消費税資本的収支調整額290万7,000円で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額193万5,000円は、消費税資本的収支調整額193万5,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は165万円を増額し、11億5,821万4,000円とするものです。令和5年9月1日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、122ページをお開きください。

1款下水道事業費用の2目処理場費、委託料22万7,000円の増額は、小坂地域中重処理区の処理場修繕に伴うものです。その下の手数料、保険料、公課費の減額は、金山地域で稼働していた移動式污泥脱水車の運用廃止に伴い、その諸費用を減額するものです。

3目総係費、貸倒引当金繰入額29万8,000円の増額は、未収となっております下水道料金の貸倒れに備えるための増額でございます。貸倒特別損失5万9,000円の増額は、今後下水道料金で不納欠損処理見込みのものについて計上しております。

3項特別損失、1目固定資産売却損358万8,000円の増額は、移動式汚泥脱水車の運用廃止に伴い車両が売却できたため、現在の帳簿価格から売却代金を差し引いたものを固定資産売却損として計上したものです。

続いて、123ページをお開きください。

1款資本的収入、1目固定資産売却代金165万円の増額は、移動式汚泥脱水車の売却代金を増額するものでございます。

117ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表がございます。御確認をください。

以上で議第87号及び議第88号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（田中副武君）

続いて、議第89号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（河合正博君）

それでは、補正予算書125ページをお開きください。

議第89号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）です。

第1条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予備費「第3項」を「第4項」に改め、収益的収入及び支出を次のとおり補正する。

収入では、第1款下呂温泉合掌村事業収益のうち、第3項特別利益について317万9,000円を増額補正し、補正後の額を2億4,100万9,000円とするものです。

次に、支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用では、第1項営業費用について148万2,000円の増額補正と第3項特別損失は2,017万6,000円を増額補正し、補正後の額を2億3,885万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的支出額に対して不足する額3,036万円は、過年度分損益勘定留保資金2,760万円及び消費税資本的収支調整額276万円」を、「資本的支出額に対して不足する額2,733万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,377万6,000円及び消費税資本的収支調整額356万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入では、第1款資本的収入のうち、第1項国庫補助金について500万円の増額補正と、第2項固定資産売却代金については682万4,000円を増額補正し、補正後の額を1,182万4,000円とするものです。

支出では、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費について880万円を増額補正し、補正後の額を3,916万円とするものです。令和5年9月1日提出。

次ページから132ページまではキャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表などがございますので、お目通しをください。

次に、133ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

133ページは収益的収入及び支出です。

上段は収入です。3項特別利益は、森宿舍建物の売却益で317万9,000円の増額です。

下段は支出です。第1項営業費用は、今年度から委嘱した経営相談役の謝礼や、この相談役の提案を具現化するための費用です。

3項特別損失は、森宿舍の土地売却により帳簿上で発生する売却損を合わせて2,165万8,000円の増額です。

次に、134ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

上段は収入です。1項国庫補助金は、しらさぎ座屋根のふき替えや舞台の修繕に係る事業に対する補助金です。

2項の固定資産売却代金は、森宿舍土地売却代金で、合わせて1,182万4,000円の増額です。

下段は支出です。工事請負費880万円の増額は、しらさぎ座の舞台改修費用となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

続いて、議第90号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（池戸美紀君）

補正予算書135ページをお開きください。

議第90号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

第1款病院事業費用を570万円増加し、15億3,248万1,000円とします。令和5年9月1日提出。

140ページをお開きください。

令和5年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費で、委託料として570万円を増額します。これは金山病院の経営改善に向けた支援業務委託費を増額するものでございます。

137ページにキャッシュ・フロー計算書、138ページから139ページに予定貸借対照表を上げておりますので御確認ください。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第79号から議第90号までの12件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第79号から議第90号までの12件については、予算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎認第1号から認第12号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（田中副武君）

日程第31、認第1号 令和4年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第32、認第2号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第33、認第3号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第34、認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第35、認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第36、認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第37、認第7号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第38、認第8号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第39、認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第40、認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、日程第41、認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第42、認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

認第1号から認第12号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました認第1号から認第12号までの令和4年度各会計の決算は地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。その結果を令和5年8月21日に決算審査等意見書として報告いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

一般会計の令和4年度決算額は、歳出総額258億6,410万6,987円で、前年度と比較して16億4,312万9,117円の減額となり、合併以降3番目の規模となりました。令和4年度においては、令和2年、3年度からは事業費が減額となっているものの、引き続き新型コロナウイルス感染症対

策や過年度豪雨による災害復旧事業の実施に加え、ロシアのウクライナ侵攻を起因とした原油高、物価高対策として価格高騰の影響が大きい低所得の世帯や子育て世帯に対する支援をはじめとして、市民、事業者への各種支援を実施しました。また、市有施設の光熱費の高騰、ふるさと寄附金の収入増に伴う推進事業費の増額や3年間計画的に積立てを行う地域振興基金への積立てなどが例年の予算規模を上回る要因となっております。

繰越財源を除いた実質収支額は13億7,712万4,598円、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は9,791万2,272円の黒字となりましたが、財政調整基金の取崩し額を加味した実質単年度収支はマイナス1億2,401万8,728円の赤字となりました。

特別会計、企業会計におきましては、いずれの会計も実質収支が黒字、資金剰余金が生じている、または資金不足がない状況です。ただし、厳しい経営状況となっている会計もございますので、引き続き経営改善の取組を進めてまいります。

なお、一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、まちづくり推進部長が一括で御報告申し上げますので、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中副武君）

次に、認第1号から認第12号までの12件について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

認第1号から認第12号までの決算について御説明を申し上げます。

認第1号から認第8号までは、下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

それでは、認第1号 令和4年度下呂市一般会計決算の認定についてから順に御説明を申し上げます。

決算書の10、11ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は280億5,088万4,000円、調定額は283億90万8,161円、収入済額が277億6,857万2,251円、不納欠損額が2,177万3,371円で、収入未済額は5億1,056万2,539円でございます。

続いて、16、17ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ280億5,088万4,000円、支出済額は258億6,410万6,987円、翌年度繰越額が10億7,845万8,800円で、不用額は11億831万8,213円でございます。

18ページから289ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

また、特別会計につきましても同様に省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

少し飛びまして、423ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額は19億446万5,264円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が5億2,734万666円で、実質収支額は13億7,712万4,598円でございます。

続いて、431、432ページをお開きください。

ここからは財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物のア、総括で、土地につきましては、決算年度中増減高は3万3,746平米の増で、決算年度末現在高は6,388万9,120平米でございます。建物につきましては432ページの右上、延べ面積合計の決算年度中増減高は415平米の減で、決算年度末現在高は26万8,862平米でございます。

最下段の(2)山林、431ページに掲載する面積の決算年度中増減高は7万8,111平米の増で、決算年度末現在高は6,181万6,624平米。432ページに掲載する立木の推定蓄積量の決算年度中増減高は、1万6,179立米の増で、決算年度末現在高は63万4,861立米でございます。

続いて、433ページをお開きください。

(3)有価証券の決算期間中の増減はございません。

次ページの(4)出資による権利も決算期間中の増減はございません。

435ページから439ページは、物品についての調書でございます。

決算年度中の増減は表のとおりでございます。

続いて、440ページをお開きください。

3. 債権の決算期間中増減高の合計は1,491万円の減で、決算年度末現在高は5,880万円でございます。

続いて、441ページをお開きください。

4. 基金で、特定目的基金の決算期間中増減高の計は7億7,531万3,651円の増で、決算年度末現在高は113億3,625万339円でございます。

続いて、442ページをお開きください。

(2)定額運用基金で、育英資金基金の決算期間中増減高は増減ともに同額の1,993万7,084円、下呂市和牛特別導入事業基金の決算期間中増減高は増減ともに654万3,180円、医師確保奨学資金基金の決算期間中増減はございませんでした。

続きまして、認第2号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

293、294ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は36億7,187万3,000円、調定額は36億4,846万9,529円、収入済額が35億6,174万2,200円、うち還付未済額が4万3,300円でございます。不納欠損額が199万8,571円で、収入未済額は8,472万8,758円でございます。

続いて、297、298ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ36億7,187万3,000円、支出済額は34億5,686万9,502円、翌年度繰越額はなく、不用額は2億1,500万3,498円でございます。

少し飛びまして、424ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、1億487万2,698円でございます。

続いて、443ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

2. 基金のうち、上段の国民健康保険基金の決算年度中増減高は3,833万7,000円の減で、決算年度末現在高は5億2,233万6,923円でございます。下段の国民健康保険高額医療費貸付基金でございますが、運用状況につきましては決算書の最終ページ、448ページに掲載をしておりますので御確認をください。

続きまして、認第3号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

318、319ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は5億9,824万8,000円、調定額は6億72万5,113円、収入済額が5億9,910万6,113円、うち還付未済額が20万2,400円でございます。不納欠損額は19万1,400円、収入未済額は142万7,600円でございます。

続いて、320、321ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ5億9,824万8,000円、支出済額は5億7,129万4,553円、翌年度繰越額はなく、不用額は2,695万3,447円でございます。

少し飛びますが、425ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、2,781万1,560円でございます。

続きまして、認第4号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

331、332ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は2億7,619万5,000円、調定額、収入済額は、ともに2億7,771万8,644円、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

続いて、333、334ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ2億7,619万5,000円、支出済額は2億6,047万161円、翌年度繰越額はなく、不用額は1,572万4,839円でございます。

少し飛びますが、426ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、1,724万8,483円でございます。

続いて、444ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産は、決算年度中の増減はございません。

続きまして、認第5号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明申し上げます。

350、351ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は37億8,830万1,000円、調定額は38億7,405万2,407円、収入済額が38億7,053万3,237円、うち還付未済額が31万6,630円でございます。不納欠損額が55万6,280円で、収入未済額は296万2,890円でございます。

続いて、354、355ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ37億8,830万1,000円、支出済額は36億6,430万303円、翌年度繰越額はなく、不用額は1億2,400万697円でございます。

少し飛びますが、427ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに2億623万2,934円でございます。

続いて、445ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 物品につきましては、年度中の増減として、小型乗用自動車及び介護保険事務処理用OCR機器が各1ずつ減となりました。

2. 基金は、介護保険基金が決算年度中に3,281万5,000円増加し、決算年度末現在高は5億9,998万3,741円でございます。

続きまして、認第6号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算について御説明を申し上げます。

385、386ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は3億7,799万7,000円、調定額、収入済額はともに3億8,379万1,204円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、387、388ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ3億7,799万7,000円、支出済額は3億6,411万4,837円、翌年度繰越額はなく、不用額は1,388万2,163円でございます。

少し飛びますが、428ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに1,967万6,367円でございます。

続いて、446ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産、(1)土地及び建物の土地につきましては、その他の施設（小坂診療所）及びその他の施設（馬瀬診療所）ともに、いずれも決算年度中の増減はございません。

次に、建物につきましては、木造及び非木造ともにその他の施設（小坂診療所）及びその他の施設（馬瀬診療所）、いずれも決算年度中の増減はございません。

2. 物品につきましては、多機能小型自動分析装置及び診療報酬事務用パソコンが増加物品及び減少物品として各1台ずつでございます。

3. 債権につきましては、決算期間中に看護職員就職準備金で決算年度中増減高は20万円の減少で、決算年度末現在高は20万円でございます。

4. 基金につきましては国民健康保険診療所基金で、決算年度中増減高は3万6,000円の増で、決算年度末現在高は5,485万148円でございます。

続きまして、認第7号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

404、405ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は735万6,000円、調定額、収入済額はともに735万7,973円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、406、407ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ735万6,000円、支出済額は691万7,243円、翌年度繰越額はなく、不用額は43万8,757円でございます。

少し飛びますが、429ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに44万730円でございます。

続いて、447ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物につきまして、決算年度中の増減はございません。

(2)山林の直営林及び分収林の面積につきまして、決算年度中の増減はございません。

次に、立木の推定蓄積量で、直営林の決算年度中増減高は1,430立米の増で、決算年度末現在高は18万803立米でございます。分収林の決算年度中増減高は853立米の増で、決算年度末現在高は4万1,753立米でございます。

(3)出資による権利は、決算年度中の増減はございません。

2. 基金で、下呂財産区管理運営基金の決算年度中の増減高は173万5,000円の減で、決算年度

末現在高は1億165万3,655円でございます。

続きまして、認第8号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

415、416ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は1億4,353万3,000円、調定額は1億3,673万770円、収入済額が1億3,670万2,170円、不納欠損額は2万8,600円、収入未済額はございません。

続いて、417、418ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ1億4,353万3,000円、支出済額は1億3,610万6,693円、翌年度繰越額はなく、不用額は742万6,307円でございます。

少し飛びますが、430ページをお開きください。

令和4年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は、ともに59万5,477円でございます。

公営企業会計につきましては、別冊の令和4年度公営企業会計決算書により御説明を申し上げます。

それでは、認第9号 令和4年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、決算書の8ページ、令和4年度下呂市水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

令和4年度については水道事業包括業務委託の継続、施設の修繕等により、経常収支について3億4,000万3,000円の損失が発生し、水道事業全体として欠損金を計上することとなりました。

業務状況については、簡易水道事業では人口減少に伴う給水件数等の減少は続いており、給水量は前年比2.07%の減となりました。また、上水道事業では観光客の増加により、給水量は前年比9.21%の増となりました。

それでは、1、2ページに戻っていただきまして、令和4年度下呂市水道事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と2ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出の収入の部で、第1款水道事業収益の決算額は9億1,492万238円、支出の部で、第1款水道事業費用の決算額は12億3,629万4,589円でございます。

次に、その下で(2) 資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は4億6,705万6,000円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は5億7,982万1,101円でございます。翌年度繰越額は1億7,521万4,880円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の3ページから7ページまでは損益計算書、貸借対照表などが添付されております。

8ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第10号 令和4年度下呂市下水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、決算書の36ページ、令和4年度下呂市下水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

3段落目から朗読説明をさせていただきます。平成28年度に策定した下水道事業経営戦略に基づいた計画的な投資財政計画により、より健全な経営を目指しています。また、資産や負債の状況や収益、費用を把握することにより、経営成績の明確化を図り、事業の効率化や健全な財政運営につなげていく必要があります。

それでは、29、30ページに戻っていただきまして、令和4年度下呂市下水道事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と30ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款下水道事業収益の決算額は13億2,467万2,768円、支出の部で、第1款下水道事業費用の決算額は18億7,262万3,012円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は11億3,483万4,961円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は11億2,445万4,623円でございます。翌年度繰越額は7,400万円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の31ページから34ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

36ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第11号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の決算について御説明を申し上げます。

初めに、決算書の72ページ、令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

3段落目から朗読説明をさせていただきます。下呂温泉合掌村でも半減していた入場者が目標を超えて14万9,000人に達し、令和元年度比で約75%までに回復しました。

入場者数の伸びにより、悪化していた経営状況も好転して増収増益となり、決算では3,500万円の純利益を上げて黒字化を果たすことができました。経営の黒字化は委託業務の内製化や人件費の抑制、経費の節減を積極的に行ったことも要因となっています。以上が概況でございます。

それでは、65、66ページに戻っていただきまして、令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と66ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款事業収益の決算額は2億2,863万9,168円、支出

の部で、第1款事業費用の決算額は1億9,326万2,784円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は83万円、支出の部で第1款資本的支出の決算額は91万3,000円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の67ページから71ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

72ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第12号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計の決算について御説明を申し上げます。

初めに、決算書の92ページ、令和4年度下呂市立金山病院事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

3段落目から朗読説明をさせていただきます。収益の部では、一般病棟が担う急性期医療と療養病棟が担う回復期医療の特性が生かせるよう、他病院等との連携強化を図りながら病床利用率の向上を目指してきましたが、10月から外科医が1名減となったことや人口減少、常勤医師の不足などで病床利用率が下がり、大きな減収となりました。収益の減収に伴い、運転資金として民間金融機関から4,000万円の一時借入れを行いました。

2行飛ばさせていただきます。非常に厳しい経営状況の中、令和3年度にまとめた公立病院経営強化プランの基本的な考え方を踏まえ、病院・病床機能の見直しや新規事業参入などの検討を行いながら中長期的な方向性を定め、安心して医療を受けることができる持続可能な病院運営に努めてまいります。

患者数を見ると、入院患者数は延べ1万6,452人で、前年度比1,412人の減、外来患者数は延べ3万2,655人で、前年度比103人の増となりました。

それでは、85、86ページに戻っていただきまして、令和4年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と86ページの決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款病院事業収益の決算額は13億6,860万5,944円で、支出の部で、第1款病院事業費用の決算額は14億2,711万3,381円です。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は6,890万円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は1億2,759万7,980円です。

以上が決算報告関係です。

次の87ページから91ページまでは損益計算書、貸借対照表などがございます。

92ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、認第1号から認第12号の各会計の決算の認定に係る説明を終わります。認定のほどよろしく願いをいたします。

○議長（田中副武君）

皆さんにお諮りしたいと思います。この後監査委員の報告、あと質疑ということになっておりますが、このまま続けたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続けさせていただきます。

ただいま説明のありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされております。よって、その結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

○監査委員（都竹基己君）

御報告いたします。

令和4年度下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書を御覧ください。

まず、1ページをお願いいたします。

第1の下呂市監査基準への準拠から第3. 審査の対象及び第5. 審査の主な実施手続、第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

審査に当たりまして、第4. 審査の着眼点にありますように、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算関係書類が法令に適合し、かつその関係諸表の計数が正確であるか、また予算の執行が適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施いたしました。

2ページ、第7. 審査の結果としまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。

一般会計及び特別会計の決算の概要と意見については、次ページ以降に掲載しております。

3ページをお開きください。

決算の概要でございます。

令和4年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入366億552万3,792円、歳出343億2,418万279円でございます。

下段の表は、各会計の決算額であります。

一般会計の歳入総額は277億6,857万2,251円、前年度比5.2%の減、歳出総額は258億6,410万6,987円、対前年度比6.0%の減であります。一般会計の決算額は、歳入歳出とも合併以来3番目の規模となっております。

特別会計の歳入総額は88億3,695万1,541円、対前年度比1.5%の増でございます。歳出総額は84億6,007万3,292円、対前年度比0.9%の増でございます。

4ページからは、財政指標の状況を記載しております。

8ページには、市債現在高の状況を記載しておりますので御覧ください。

9ページからは、一般会計歳入歳出決算状況を記載しております。

さらに、15ページから22ページまでは款別の歳入決算状況を記載しております。

23ページから28ページまでは、款別の歳出決算状況を記載しております。

29ページからは、7つの特別会計の決算状況でございます。

41ページからは実質収支に関する調書、財産に関する調書を記載しております。

45ページを御覧ください。

結びとしております。

令和4年度の決算は、令和3年度に引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業や新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けている市民生活・社会経済活動の回復に向けた国・県の支援制度に加え市独自の支援事業が実施されたところであります。また、ふるさと寄附金推進事業、多文化共生推進事業、デジタルトランスフォーメーション推進事業、ごみ減量化・資源化推進事業、森林経営管理事業、環境衛生施設整備事業、県営中山間総合整備事業、道路メンテナンス事業、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金道路事業、ふれあい広場整備事業、小学校長寿命化改良事業、高機能消防指令システム更新事業などが実施されたところであります。同時に第二次総合計画、これは平成27年度より10年間の計画ですが、3つの重点プロジェクト、人口減少対策、行財政改革推進、地域づくりの仕組みと7つのまちづくり基本目標により各種事業が推進されました。

同ページ、一般会計になります。実質収支は13億7,712万4,598円の黒字となりました。これは市税の上振れがあったこと、それからふるさと寄附金の1月から3月までの分が多かったこと、特別交付金が予算額以上に交付されたことなどによるものであります。

同ページから46ページにかけての財源別歳入決算になりますが、自主財源は102億6,523万692円であります。前年度に比べ12億3,037万1,987円増加しております。歳入総額に占める割合は37.0%で、前年度に比べて6.2ポイント増加しております。

依存財源は175億334万1,559円で、前年度に比べ27億6,148万2,001円減少しております。歳入総額に占める割合は63.0%で、前年度に比べ6.2%減少しております。これは自主財源が増加したことの裏腹でございます。また、依存財源のうち地方交付税が92億6,369万1,000円で、歳入に占める割合は実に33.4%でありますが、前年度に比べ3億6,781万5,000円減少しております。この減少の主な要因は、普通交付税において算定の基礎となる基準財政需要額が減少し、基準財政収入額が増加したことなどにより、減額になったものであります。

なお、特別交付税につきましては減少したものの、8億を超える交付となりました。

先ほど一般会計の決算規模は合併後3番目と申し上げましたが、2番目の決算規模であった令和2年度、市民1人当たり10万円の特別定額給付金総額31億円余りに象徴される新型コロナウイルス感染症対策があり、7月豪雨による災害復旧もありました。決算規模が一番であった昨年、令和3年度につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策、環境衛生施設整備事業、萩原小学校長寿命化改良事業などがありました。令和2年度以降、3年間は特に新型コロナウイルス感染症対策で決算規模が膨らんだ期間であります。国民の健康、命に関わることであります

から国の責務として対応に当たり、国庫補助金等を交付し、地元医療関係者はもとより市民の協力を得ながら市職員も率先して新型コロナウイルス感染症対策に当たったところであります。

47ページから48ページにかけて収入未済額となっております。市税の不納欠損額は2,176万1,121円であります。このうち固定資産税は2,029万9,688円と、大半を占めております。下呂市内に固定資産税を所有する皆様方には引き続き納税義務を果たしていただきたいと強く望むところであります。

48ページには、市債の状況を記載しております。

市債の残高は222億9,851万7,068円で、前年度に比べ1億3,005万4,966円増加しております。

49ページは、基金の状況を記載しております。

27基金の残高は116億9,525万339円で、前年度に比べ7億7,531万3,651円の増となっております。うち財政調整基金の残高は45億6,263万3,055円となっております。また、地域振興基金は9億7,600万円が積立てされました。

49ページから50ページにかけて特別会計について記載しております。

7特別会計については先ほど申し上げましたが、歳入総額は88億3,695万1,541円、歳出総額は84億6,007万3,292円であります。歳入のうち、11億9,690万7,466円が一般会計からの繰入れであります。繰入金の主なものとして、介護保険特別会計（保険事業勘定）に5億6,489万3,000円、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に2億4,173万3,590円であります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業など、いずれも市民の健康に関わる重要な事業であります。今後、人口減少による受益者負担の減少、高齢化の進展による給付費、サービス事業費の増加が見込まれます。生活習慣病予防事業、介護予防事業等の一層の推進を図っていただきたいと考えます。

以上が一般会計、特別会計の内容であります。

次に、令和4年度下呂市基金運用状況審査意見書についてであります。

55ページの第1の下呂市監査基準への準拠から第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、省略をさせていただきます。

第7の審査の結果、審査に付された令和4年度基金の運用状況に関する調書の計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、基金の運用状況はいずれも妥当と認められました。

次に、令和4年度下呂市公営企業会計決算審査意見書についてであります。

1ページを御覧ください。

第1の下呂市監査基準への準拠から第3の審査の対象及び第5の審査の主な実施手続、第6の審査の実施場所及び日程までは記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

審査に当たりまして、第4.審査の着眼点にありますように、審査に付された公営企業会計の歳入歳出決算関係書類が法令に適合し、かつその関係諸表の計数が正確であるか、また公営企業として常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう

運営されているかを主眼として実施いたしました。

第7. 審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表、附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当事業の当年度の経営状況及び当年度末現在の財務状態を適正に表示されているものと認められました。

次ページ以降は、下呂市水道事業会計決算、下呂市下水道事業会計決算、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算及び下呂市立金山病院事業会計決算の概要であります。

まず、水道事業会計決算についてですが、2ページから記載してございます。

12ページに結びを掲載しております。

給水状況について、前年度に比べますと給水人口は1.9%減の2万9,630人、給水件数は0.7%減の1万3,066件となり、給水量は2.0%、8万5,465立米増加しております。有収水量の用途別給水状況で、構成比の20.8%を占める旅館保養所につきましては観光客も徐々の増加し、有収水量は17.3%増加しました。原水が各家庭等に供給される率を有収率といたしますが、その率は65.3%となっております。この有収率の低さは漏水が主な原因であります。担当部では漏水箇所を突き止めるため必死であります。管路の長さもあり困難を極めております。

当年度純損失は3億4,000万3,415円であります。現金預金残高は10億7,890万2,682円です。

料金回収率は上水道で80.2%、簡易水道で53.4%であります。一般会計からの繰入金が3億5,599万8,000円で、このうち交付税の措置対象となる基準内分は1億7,889万9,000円、基準外分は1億7,709万9,000円です。企業債残高は30億5,289万7,068円で、前年度に比べ2億3,467万3,324円減少しております。

次に、下水道事業会計決算についてですが、13ページから記載してございます。

21ページに結びを掲載しております。

処理区域内人口は前年度と比べ1.7%減、2万6,098人、普及率は0.2%増の87.6%になっております。長らく新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりました旅館保養所の有収率は前年度に比べ前年度比53.0%の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度における有収率の79.6%にとどまっております。当期純損失は5億4,796万8,026円です。現金預金残高は2億9,040万9,234円です。料金回収率は36.8%となり、到底使用料金で賄える状態ではございません。一般会計からの繰入金は補助金、出資金合わせて14億3,719万6,000円です。このうち一般会計補助金3億1,273万9,000円の内訳は、基準内1億7,413万4,000円、基準外1億3,860万5,000円です。企業債残高は78億6,233万1,838円で、前年度に比べ11億2,445万4,623円の減です。

以上、水道事業会計、下水道事業会計の説明をいたしました。

水は一日たりとも欠かせない生活の基盤であります。下呂市におきましては、水道事業管路の長さは、上水道、簡易水道の計569キロメートル、下水道事業管路は398キロメートルに及んでおり、その維持にも莫大な費用が費やされます。水道への市民の理解を得るべく、市ホームページ

で水道だよりが連載されておりますが、今後の料金体系、料金水準等の見直しに注視するところ
であります。

次に、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算についてですが、22ページを御覧ください。

28ページには結びを掲載しております。

入場者数は14万9,481人と、当初目標の14万8,000人を上回り、前年度比60.4%増となりました。
令和元年度の入場者数19万7,356人と比べますと75.7%であります。令和4年度は3,529万
3,384円の黒字を計上いたしました。現金預金残高は5,031万323円であります。関係者の努力も
評価するところであります。入場料、売店売上げなどの決済時に現金を取り扱う割合は約8割で
あります。常に高いリスクが内在しております。毎月実施しております例月現金出納検査におき
まして、現金過不足の明細を含め検査しておるところであります。令和2年5月に発覚した多額
の使途不明金事件が二度と起こらないよう入金伝票に番号を印刷して管理し、営業日ごとに入場
料と売店別の売上げを入金し、預金通帳に履歴を保存しております。また、セキュリティーにつ
いても厳重なものとしております。今後とも過去の履歴を含め、システムとして万全を期してい
かなければなりません。

下呂温泉合掌村事業会計は独立採算が取れている会計であります。令和5年度はこれまで先送
りしてきたかやぶき屋根の修復も計画されております。引き続き下呂市の魅力を伝える、体験で
きる観光施設としての発展することを期待しております。

最後に、下呂市金山病院事業会計の決算についてですが、29ページから記載してございま
す。

37ページには結びを掲載しております。

入院延べ患者数は前年度に比べ7.9%減少し1万6,452人、病床利用率は45.5%で、3.9%低下
しております。外来延べ患者数は前年度に比べ0.3%増加し3万2,655人でありました。当年度純
損失が7,060万2,516円あります。企業債残高は14億2,641万6,312円あります。一般会計から
の負担金、交付金として3億4,869万1,000円が投入されておりますが、さらに金融機関から
4,000万円の一時的借入れをしてしのいでおります。厳しい経営状態となっております。

金山病院は病床が99床であります。病床利用率は50%を下回っております。令和4年10月から
外科医師1名が減したことなどが要因となり、病床利用率の低下が顕著となっております。今後
も経営環境は、人口減少、外科医を含む医療スタッフ不足などで引き続き厳しい状況が続くもの
と思われま。抜本的改革が必要であります。

以上が令和4年度下呂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算に係る審査意見でございま
す。

終わりになりますが、延べ12日間にわたる決算審査におきまして、市職員の皆様方には親切丁寧
に対応されるとともに、所掌する事業を熱意を持って熱心に説明していただきありがとうございました。
無味乾燥な数字も熱心な説明により生き生きと躍動するものであります。ここで全ての
会計の決算状況の審査の結果を受けまして、以下今後の市政運営に関する代表監査委員として
の所感を述べさせていただきます。

大都市にて働き、毎年地下鉄にて通勤し働く意欲が見いだせなくUターンした30代の市民の方は、収入は以前の半分にも満たないが、朝晩空を見ることができると申しておりました。また、長年にわたり国道257号線の沿線の草刈りを行っている市民の方、また子供の安全と成長を願い、雨の日も雪の日も国道41号を小学校まで送る市民の方がおられます。金銭だけではない尊いものがあります。かつて水前寺清子が歌う「ぼろは着ててもこころの錦 どんな花よりきれいだぜ」、また宰相大平正芳はテレビ対談におきまして、ある作家から政治は人を救えるかと尋ねられたときに、救えないと。しかし、政治は極めて重要であると答えておりました。私にはこの一つの歌と一つの言葉が時として胸に去来するものであります。地方自治法第1条の2は、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると規定しております。住民の福祉の増進、この言葉に尽きるわけですが、市民の健康、水道をはじめとする生活基盤、防災、道路、子育て、教育等々、いずれも重要な項目ばかりであります。限られた予算の中です。これまで実施された事業、現在実施されている事業を検証し、将来を見据えながら予算が適正かつ効果的に執行されていくことを強く望むものであります。同時に下呂市にて教育、農林、建設、商工、観光等々の分野で活躍されている方々、専門家を今後とも営々として育成し、自らが市をつくる熱意、意欲、環境を醸成していくことが財政の観点からも重要であります。以上でございます。

○議長（田中副武君）

ありがとうございました。

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。認第1号から認第12号までの12件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、認第1号から認第12号までの12件については、決算特別委員会に付託することが決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田中副武君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月14日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。大変にお疲れさまでした。

午後0時27分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月1日

議 長 田 中 副 武

署名議員 9番 今 井 政 良

署名議員 10番 伊 藤 巖 悟

